

随意契約結果一覧

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額(円)	契約の相手方を選定した理由	適用
建設行政課	札幌建設管理部パ トロールカーリー ス契約(再リース その1-1)	H31.3.18	(株)トヨタレンタ リース札幌 札幌市中央区北5 条東2丁目1番地	月額 77,760円	本賃貸借契約は、再リース契約 である。当該車両のコンディシ ョンは良好であり、再リースに は支障がない。 従って、契約の目的物が代替性 のないものと判断できる。 地方自治法施行令第167条の2第 1項第2号 北海道財務規則運用方針第3節 関係1(2)	総額 855,360円
建設行政課	札幌建設管理部パ トロールカーリー ス契約(再リース その1-2)	H31.3.18	(株)トヨタレンタ リース札幌 札幌市中央区北5 条東2丁目1番地	月額 47,520円		総額 570,240円
建設行政課	札幌建設管理部パ トロールカーリー ス契約(再リース その2)	H31.3.18	(株)トヨタレンタ リース札幌 札幌市中央区北5 条東2丁目1番地	月額 47,520円		総額 570,240円

- 注1 この様式は、年度ごと、月ごと等、適宜区分して使用すること。
 注2 課等ごとに公表する場合は、「課等名」欄は適宜削除して使用すること。
 注3 「契約の相手方」欄は、契約の相手方の商号又は名称及び住所を記載すること。
 注4 「契約の相手方を選定した理由」欄には、決定書等に記載した理由及び契約方法の根拠を記載すること。
 注5 単価契約の場合は、「契約金額」欄に「月額〇〇円」等と記載し、「摘要」欄に「単価契約 総価額〇〇円」等と記載すること。